

令和5年度ものづくり産業分野人材確保支援事業（ものづくり企業セミナー開催）
委託業務

企画提案指示書

1 委託する業務名

令和5年度ものづくり産業分野人材確保支援事業（ものづくり企業セミナー開催）委託業務

2 業務の目的

本道では、人口減少や理工系大学等卒業者の道外流出などにより、「ものづくり企業」における人材確保が課題となっている。

一方、道外の大学等においては、道内出身者が相当数在籍しており、また、道外出身者であっても北海道に魅力を感じている学生もいる。本事業は、道外大学生等を対象としたセミナーを開催し、北海道のものづくり企業で働くことの魅力を発信することで、道内ものづくり企業への就業を促し、良質で安定的な正社員雇用の創出及び定着を図ることを目的に実施する。

注) 「正社員」とは、非正規雇用者（期間の定めのある労働契約を締結する労働者、派遣労働者、1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間を下回るものとして雇用される労働者、労働協約又は就業規則その他これに準ずるものに定めるところにより設けられた通常の労働者と同一の賃金制度が適用されていない労働者を指す。）を除いた労働者を指す（この注意書きで記載する「通常の労働者」を指す。）。

注) 「良質で安定的な正社員」とは、厚生労働省が「地域活性化雇用創造プロジェクト事業」で示す要件（就労期間における所定内給与額の1ヶ月当たりの平均が202,500円以上であることかつ、月平均所定外労働時間が20時間以下であること。）を満たす正社員を指す。

なお、当該要件は単年度における1ヶ月あたりの平均値であり、雇用開始時点から毎月、当該要件を満たすことを事業者を求めるものではない。

3 委託業務の内容

ものづくり企業への就業を促進するため、道外大学生等に対し、北海道の事業環境や魅力を発信するセミナーを開催する。

(1) 「ものづくり企業セミナー」の企画立案・運営等

道外大学生等に対し、北海道のものづくり企業で働く魅力等について理解を深めてもらい、就業につなげていくためのセミナーを企画立案・運営する。

道外大学生等の参加募集のほか、セミナーの実施に係る諸調整を行う。本道ものづくり企業で働くことの魅力をはじめ、それらの就職に関して有益な情報を参加者に発信することにより、道外大学生等が本道ものづくり企業への就職を目指すこととなるよう、効果的な内容とすること。

開催回数及び実施地区は次の通り

ア 開催回数：1回

イ 開催場所：東京都

ウ 対 象：道外大学生等（道外の大学生、一般求職者、大学の就職支援担当者等）

※ 20名程度の参加を想定

※ 企画提案にあたっては、提案内容が新型コロナウイルス感染症などの影響により実施が困難となった場合に対応できる代替案についても、仕様書の記載事項に沿った内容で提案すること。

※ 詳細な業務内容については、当委託業務の契約締結後、道と調整して決定する。
(企画提案時点で会場の仮押さえ、講演者のアポイント等は必要としない。)

(2) 開催後アンケートの実施

セミナー開催後、参加者アンケートを実施、集計及び分析を行う。

(3) 事業実施報告書の提出

セミナーの実施概要について報告書を作成し提出する。(紙媒体1部、電子媒体1式)。

※ 写真・チラシ・講演資料など準備段階で得たデータも電子媒体により提出する。

提出期限：令和6年(2024年)1月31日(水)

4 契約の方法等

(1) 契約方法 総合評価一般競争入札

(2) 委託期間 契約締結日から令和6年(2024年)1月31日(水)まで

(3) その他

ア 本業務は、令和5年度の国の補助金の交付決定(国庫補助内示)前の準備行為として行うものであり、交付決定(国庫補助内示)日や国における交付(内示)額の変更などにより委託期間や業務の内容、委託料の額を変更する場合がある。なお、交付(内示)額が減額となった場合、減額後の積算上限額の範囲内で委託契約を締結するものとする。

イ 本業務は、新型コロナウイルス感染症などの影響により業務内容の変更や業務委託を中止する場合がある。その場合は、道と提案者の双方の協議により提案内容を変更するか、契約を行わないことある。

ウ 委託契約締結後、新型コロナウイルス感染症などの影響により業務の一部中止や実施方法の変更を求める場合がある。

5 企画提案及び審査の項目

| 提案項目及び審査項目 | |
|------------|-------------------------|
| 1 実施体制 | ①実施体制・役割等 |
| 2 実施手法 | ①業務処理工程表・経費積算 |
| 3 実施方策 | ①「ものづくり企業セミナー」の企画立案・運営等 |
| 4 実績 | ①過去の実績 |
| 5 追加提案 | ①追加提案 |

(1) 契約記載上の留意事項

ア 実施体制・役割等については、業務実施上の責任者、人員、担当者の経歴、役割及び組織図などを具体的に記載すること。

イ 業務処理工程表・経費積算については、業務を効率的かつ効果的に実施できる全体スケジュール及び積算とすること。

ウ 実施方策については、「3 委託業務の内容」を満たした提案とすること。

エ 過去の実績については、本業務遂行の参考となる類似事業等の実績を記載すること。

オ 追加提案については、「2 業務の目的」を達成するため、独自の提案がある場合に記載すること。

6 提案にあたっての留意事項

- (1) 原則として委託経費の50%以上を人件費(給与、講師謝金等)に充てること。
- (2) 本事業は「地域活性化雇用創造プロジェクト事業」に基づく委託業務であることから、国の示す「地域活性化雇用創造プロジェクト実施要領」等の関係規定を踏まえ実施するとともに、本事業による良質な雇用による正社員就職者等の創出が求められることに留意すること。
- (3) 事業実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症の蔓延を防ぐため適切な措置を講じること。また、新型コロナウイルス感染症などの影響により業務の一部中止や実施方法の変更を求める場合がある。

7 総合評価一般競争入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。
- (5) 暴力団関係事業者等でないこと。
- (6) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - ア 道税(個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。)
 - イ 本店が所在する都府県の事業税(道税の納税義務がある場合を除く。)
 - ウ 消費税及び地方消費税
- (7) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと(当該届出の義務がない場合を除く。)
 - ア 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出
- (8) 単体法人で参加する場合は、道内に本店又は主たる事業所あるいは支店等の拠点を有するものであること。また、複数法人による連合体(以下「コンソーシアム」という。)で参加する場合は、道内に本店又は主たる事務所を有するものをその構成員に含むものであること。
- (9) コンソーシアムの構成員が単体の法人としても重複参加する者でないこと。また、コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。

8 入札参加資格審査申請書等の提出

- (1) 提出書類 入札参加資格審査申請書、添付資料
- (2) 様式 入札参加資格審査申請書 別添様式による
- (3) 提出部数 入札参加資格審査申請書、添付資料とも1部
- (4) 提出期限 令和5年(2023年)5月10日(水)17時(必着)
- (5) 提出場所 11の(4)のとおり
- (6) 提出方法 持参又は郵送(簡易書留、書留のいずれか)による

9 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類 企画提案書、付属資料
- (2) 様式 企画提案書 別添様式による
- (3) 提出部数 企画提案書、付属資料とも6部
※1部は提案者名を記載したもの。残り5部は提案者名を記載しないもの。
文中にも提案者名を記載しないよう注意すること。
- (4) 提出期限 令和5年(2023年)5月10日(水)17時(必着)
- (5) 提出場所 11の(4)のとおり
- (6) 提出方法 持参又は郵送(簡易書留、書留のいずれか)による

10 総合評価審査委員会(ヒアリング)の実施

- (1) 参加者として選定した者から、総合評価審査委員会においてヒアリングを実施する。ヒアリングの日時及び場所は、別途通知する。
- (2) 企画提案書提出者数が5者を超える場合には、委員による書類選考を行う場合がある。
- (3) ヒアリングに参加しなかった提案者の提案は無効とする。

11 その他

- (1) 公募手続きにおいて使用する言語、通貨
日本語、日本円
- (2) 無効となる提出書類
企画提案書及び付属資料が次の事項の一つに該当する場合には無効となることがある。
 - ・提出期限、提出場所、提出方法に適合しないもの。
 - ・指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
 - ・記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - ・虚偽の内容が記載されているもの。
- (3) その他
 - ア 全ての提出書類の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とする。
 - イ 提出された企画提案書等は、総合評価一般競争入札の目的以外には、提出者に無断で使用しないこととする。
なお、特定された者と契約を締結した後は、当該企画提案書等を成果品が納品される日まで閲覧に供する場合がある。
 - ウ 提出された書類は審査を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
 - エ 提出期限以降における企画提案書等の差し替え及び追加等は認められない。
 - オ 全ての提出書類は返却しない。
 - カ 本業務に係る質問は、企画提案書等の提出期限の日まで受け付けるものとする。
- (4) 問合せ先及び参加資格申請書、企画提案書等の提出先
郵便番号 060-8588
札幌市中央区北3条西6丁目(北海道庁本庁舎8階)
北海道経済部産業振興局産業振興課 宇宙航空産業担当(担当:氣境、山本)
電話 011-204-5127 FAX 011-232-2139
電子メールアドレス keizai.sangyousinkoul@pref.hokkaido.lg.jp ※@の前は数字の「1」です。